平成２３年（再イ）第１１６号
仙台市泉区松森字中道26番地の１　ＭＳＫコート310
再生債務者　町谷　正高
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第２６３号
埼玉県和光市西大和団地４番８号206
再生債務者　伊勢　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２７４号
埼玉県久喜市間鎌84番地１
再生債務者　柿沼　英明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３４３号
愛知県春日井市牛山町2911番地17
再生債務者　宮地　潤也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２８号
名古屋市中区丸の内２丁目１番１号　プレサンス名古屋城前201号
再生債務者　木下　恵二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第５３号
三重県松阪市嬉野算所町594番地４
再生債務者　落合　正義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日　　津地方裁判所再生係

平成２３年（再イ）第６号
兵庫県多可郡多可町八千代区中野間1179番地１
再生債務者　岸本　芳和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日　　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（再イ）第３９号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番１―110号
再生債務者　敦賀　幸夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３号
開始決定時の住所北海道苫前郡苫前町字古丹別273番地の５
再生債務者　土田　芳之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日　旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（再イ）第３７号
茨城県守谷市薬師台１丁目11番地９
再生債務者　佐久間芳雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２４年（再イ）第１号
愛媛県新居浜市松の木町10番53号
再生債務者　松尾　一秋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月21日　松山地方裁判所西条支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第１号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等移転・除却通知及び照会については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 24 年６月１日
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二

記

１　氏名及び住所
氏名　鈴木　寛紹
住所　山形市大字松原1842番地の６
２　通知の内容
文書番号　とし52―10　平成24年４月18日
建築物等の表示
山形市大字松原字原1842―５、同1842―６及び同1898―８に存する立竹木・工作物等一式、その他一般動産等一式
移転・除却期限　平成24年７月24日
上記の建築物等は、移転・除却期限後は施行者において移転・除却する。なお、当該建築物等の所有者は、移転・除却期限までに自ら移転・除却する意思の有無を下記回答先に回答されたい。
回答先
独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
（山形市大字松原1504番地２電話023―689―1700）
注意１　自ら移転・除却する場合の補償金については、別途協議させていただきます。
２　移転・除却完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連名のうえ、ただちに独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所へ届けてください。
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
以　上